

学校いじめ防止基本方針

1 基本姿勢

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止等に努めなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう指導しなければならない。

そのために日常の指導体制を定め、いじめ未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ対応マニュアル）を定める。

（１）学校を挙げた積極対応

- ① 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること。
- ② 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること。
- ③ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること。

（２）平時からの基本姿勢

- ① いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること。
- ③ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

（１）いじめの防止等のための組織等

- ① 「いじめ問題対策チーム」
いじめの防止等に関する措置を組織的に対応できるよう「いじめ問題対策チーム」を常設する。
構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、相談課主任、各学年主任、養護教諭、生徒指導サポーターとする。
- ② 「いじめ問題対策委員会」
いじめを認知した場合は、その解決に向けて「いじめ問題対策委員会」を設置する。
構成員は、いじめ対策チーム、該当生徒のクラス担任及び部活動顧問等とする。
- ③ 「いじめ問題対策特別委員会」
校長が判断した場合は、その解決に向けて「いじめ問題対策特別委員会」を設置する。
構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の関係者とする。

（２）いじめ防止のための施策

- ① インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備。

生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

② いじめの問題に係る教員研修等の実施。

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教員総合研修センター等と連携し、教職員研修の充実を図る。

③ 「いじめ対応アドバイザー」の活用。

心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など、外部専門家等の活用を推進する。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの留意点

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ④ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。
- ⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ⑥ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ⑦ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。
- ⑧ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

4 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(2) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心し

て学ぶことができる環境を作る。

(3) 生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくるために、「いじめ追放」の取組を柱として活動を行う。

(4) 生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付けさせるために、学級や学年の仲間づくり等の取組を行う。

5 いじめの早期発見

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート等によって情報を収集することが重要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ① 生徒の行動を観察する。
- ② 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査・学級日誌・個人面談等)

(2) 教育相談体制

- ① 定期的な教育相談・面談を行う。(面談週間設定)
- ② 保健室や相談室では相談しやすい環境を整え、情報の共有に努める。(各課の日誌等)
- ③ スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

(3) 保護者と情報共有する。(通信物・電話・家庭訪問・保護者会等)

(4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政、輪島警察署、市内生活指導委員会等)

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、教育委員会に報告する。また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

(1) いじめに対する組織的対応

① 「いじめ問題対策チーム」

- ア いじめを見逃さない学校づくりの推進。
- イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上。
- ウ 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童生徒・保護者、地域に対する周知。
- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進。
- オ SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)、関係機関等と連携したいじめ問題への対応。
- カ いじめ問題発生時における「いじめ問題対策委員会」の編制と指示。

② 「いじめ問題対策委員会」

- ア 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- イ 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ウ 役割分担に沿った対応を進める。
- エ 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- オ 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。

カ 対応の結果について整理し、記録に残す。

③ 「いじめ問題対策特別委員会」

外部人材を加えた組織でいじめの防止等対策・対応にあたる。

④ 「いじめ対応アドバイザー」

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

(2) いじめの早期解決

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指す。

① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

② いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

④ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い、3ヶ月以上の経過観察と継続指導及び本人確認を行う。

⑦ 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

7 いじめに対する指導措置

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、校内委員会の判断のもと加害者生徒に対し出校停止や停学等の措置を行うことができる。なお、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、Wi-Fi を利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

① 学校ネットパトロールを活用するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

② 学校内に生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

③ 学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。

④ 教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

⑤ 保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスを契約させ、学校にフィルタリングサービスを利用している誓約書の提出を義務付ける。

(2) 「ネットいじめ」の対応について

① 「ネットいじめ」について、「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。

- ② グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
 - ③ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ④ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
 - ⑤ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ⑥ SNSへの暴力動画のアップロードなど新しい不適切行為にも注意し、啓発活動を推進する。
- (3)「暴力動画」についての対応

9 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、互いに情報を密にして、生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

10 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。生徒が連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。
- また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。
- (2) 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、学校を所轄する石川県知事に報告をするとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。
- なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

11 年間計画の策定

「いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止等のための年間計画を策定する。

- ① 年間の取組についての検証（PDCAサイクル）を行い取組の見直しを図る。
- ② 「取組評価アンケート」、「組織」の会議、校内研修会等の実施時期の決定。
- ③ 未然防止の取組の実施時期を決定する。
- ④ 個別面談や教育相談の実施時期を決定する。

12 その他いじめ防止等のための対策

いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策チーム」を中心に点検し、PDCAサイクルに基づき必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

附則 平成29年4月1日施行